広島県告示第二百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月二十三日

広島県知事　横　田　美　香

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

道越（三千四百八）地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
尾道市	向島町		小土手之内	一二三三八番二	標柱一号
			小嶋谷	一二〇二五番三	標柱二号、三号及び四号
				一二〇二五番二	標柱五号及び六号
				一二〇二九番	標柱七号
				一二〇五三番	標柱八号及び九号
				一二〇五三番地先里道敷	標柱一〇号及び一一号、
				一二〇五二番地先里道敷	一二号、一三号、一四号及び一五号
				一二〇五七番一	標柱一六号及び一七号
				一二〇二七番	標柱一八号、一九号、二〇号、二一号、二二号及び二七号
			小土手之内	一二三三五番二	標柱二三号
				一二三三三番一	標柱二四号、二五号及び二六号